



宮崎労働局発表
令和2年12月1日

【照会先】

宮崎労働局職業安定部職業対策課
(担当)
職業安定部長 大原 竜太
職業対策課長 早瀬 幸則
(電話) 0985-38-8824

宮崎労働局における雇用調整助成金の支給決定状況について ～延べ9千件の支給決定を行い、 雇用の維持を支援した労働者数が14万人（延べ）を超える一方、 申請件数は減少傾向になっています。～

宮崎労働局（局長 名田 裕）は、このほど新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金の支給決定状況を、以下のとおり取りまとめましたのでご報告します。

雇用調整助成金は、雇用維持に取り組む県内の非常に多くの事業者にご活用いただいているところであり、宮崎労働局においては、引き続き2週間以内の迅速な支給決定を目指して取り組みます。

【雇用調整助成金の支給申請件数及び支給決定件数】（11月25日現在速報値）

- 支給申請件数（①）：9,723件
- 支給決定件数（②）：9,403件 ○支給決定率（②／①）：96.7%
- 休業対象労働者数（延べ人数）：143,516人

【11月9日～13日に受理（281件）した申請の処理状況】（11月25日現在速報値）

- 支給決定を行ったものの平均処理日数：4.5日
- 2週間以内の支給決定件数：280件（99.6%）
- 1週間以内の支給決定割合：273件（97.2%）

【参考】令和2年8月から10月までの支給決定を行ったものの平均処理日数

（11月25日現在速報値）

月	受理件数（件） ※括弧内は前月比（%）	支給決定を行ったものの 平均処理日数（日）
8月	1,850(35.8)	12.5
9月	2,028(9.6)	13.2
10月	1,502(▲25.9)	9.1

※ 平均処理日数は、土日・祝日を含めた日数。

※ 雇用保険被保険者以外の方を対象にした緊急雇用安定助成金を含む。

※ 雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部（一定の要件を満たす場合は全部）が国によって助成される制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響への緊急対応期間として、令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間、特例措置として大幅に助成率及び上限額の引上げを行うとともに、受給手続を簡素化しています。

令和2年11月27日

【照会先】

職業安定局 雇用開発企画課
課長：宮原 真太郎
課長補佐：古長 秀明
(代表) 03-5253-1111(内線 5816)
(直通) 03-3502-1718

職業安定局 雇用保険課
課長：長良 健二
課長補佐：伏木 崇人
(代表) 03-5253-1111(内線 5761)
(直通) 03-3502-6771

報道関係者各位

雇用調整助成金の特例措置等を延長します

12月末に期限を迎える雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「雇用調整助成金の特例措置等」という。）については、令和3年2月末まで延長します。

そのうえで、感染防止策と社会経済活動の両立が図られる中で、休業者数・失業者数が急増するなど雇用情勢が大きく悪化しない限り、雇用調整助成金の特例措置等は、段階的に縮減を行っていきます。